

中学校完全給食推進本部・平成29年度第2回会議 会議録

開催日時 平成29年(2017年)7月4日(火) 10時30分～11時21分

開催場所 災害対策本部室

出席者

(副本部長)

副市長	沼田 芳明	副市長	田神 明
(本部員)			
教育長	青木 克明	上下水道局長	田中 茂
政策推進部渉外担当部長	中野 愛一郎	総務部長	尾澤 仁
財政部長	竹内 英樹	財政部市税担当部長	菱沼 孝
市民安全部長	小貫 和昭	市民部長	室井 二三夫
福祉部長	三守 進	健康部長	惣田 晃
こども育成部長	濱野 芳江	環境政策部長	本多 和彦
資源循環部長	小川 隆	経済部長	秋本 丈仁
都市部長	井上 透	土木部長	鈴木 栄一郎
港湾部長	服部 順一	上下水道局経営部長	渡辺 大雄
上下水道局技術部長	長谷川 浩市	消防局長	佐藤 正高
市議会事務局長	井手之上 麻理子	教育委員会事務局学校教育部長	伊藤 学
選挙管理委員会事務局長	一之瀬 秀行	監査委員事務局長	小澤 充
(事務局)			
教育委員会事務局学校教育部学校給食担当課長	藤井 孝生		
同課係長	田中 慎一	同課主任	津田 尊夫
同課主任	中川 雄介		

代理出席者

政策推進部長代理 政策・自治基本条例担当課長 宮川 栄一  
 政策推進部文化スポーツ担当部長代理 スポーツ振興課長 植野 不二夫  
 経済部観光担当部長代理 集客・プロモーション担当課長 矢部 賢一

欠席者

市長(本部長) 吉田 雄人 教育委員会事務局教育総務部長 阪元 美幸

## 1 開会

### 【教育長】

ただいまから、中学校完全給食推進本部・平成 29 年度第 2 回会議を開催させていただく。

本日の会議では、前回説明したとおり、中学校完全給食実施等検討特別委員会による中間審査報告書、これまでの検討経過の中で出されてきた意見、委託事業者による調査結果を踏まえて作成した、事務局の案を示し、本部員から意見をいただきたいと考えているので、本日もよろしくお願いたしたい。

## 2 案件

- (1) 中学校完全給食の実施方式（案）について
- (2) その他

### ◆ 説明（事務局）

#### ◇「資料 中学校完全給食の実施方式（案）について」

後ほどスケジュールの部分でもご説明させていただくが、本日報告するのは、事務局案という段階であり、6月30日に開催した教育委員会定例会において、教育委員に説明した内容である。今後の検討の流れとしては、本日の中学校完全給食推進本部、7月7日に開催される中学校完全給食実施等検討特別委員会においても説明し、それぞれ事務局案に対してご意見をいただく予定である。それらの意見を踏まえた上で、教育委員会としての考え方をまとめ、7月18日に開催する総合教育会議で市長と協議し、方向性が一致したら、7月21日の教育委員会定例会で実施方式を決定したいと考えている。

まず、資料1ページ、「1 実施方式（案）」についてだが、センター方式で、センターを1カ所整備という案である。

次に、「2 検討にあたっての考え方／主な理由」についてだが、昨年6月に教育委員会の検討結果として「中学校の昼食のあり方について」をまとめ、昨年7月に開催した総合教育会議での市長と教育委員の協議を経て、中学校で完全給食を実施することが決定した。

その後、教育委員会定例会をはじめ、市議会に設置された中学校完全給食実施等検討特別委員会、学校関係者や保護者で構成する中学校完全給食推進連絡協議会、また、この中学校完全給食推進本部及び専門部会などの検討組織等で実施方式等について検討を重ねるとともに、委託事業者による調査などを実施した。また、この間には市民団体から実施方式等に関して請願も提出された。

これらに加えて、前回の推進本部で報告したとおり、市議会の平成29年6月定例議会において中学校完全給食実施等検討特別委員会から、これまでの検討状況等を受けて「中間

審査報告書」が提出されたので、その内容も踏まえて検討を行った。検討にあたっては、一般論としての各実施方式の特徴を比較するだけでなく、本市の中学校、小学校の敷地や施設の状況を考慮して検討し、自校方式、センター方式、親子方式及び各実施方式の組み合わせについて、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて総合的に判断した。

なお、8ページに、【参考1】として平成28年6月に教育委員会で議決した「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画」を掲載した。また、9ページには、【参考2】として、市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会から出された「中間審査報告書」を掲載した。内容については、前回の推進本部で説明しているので、今回は、説明は割愛する。

1ページ「2 検討にあたっての考え方／主な理由」に戻るが、各実施方式のメリット・デメリットのうち、どのポイントを重視するかにより、それぞれの実施方式の評価は異なってくる。また、色々な立場の方から、様々なご意見をいただいていたので、全ての方の希望を満たす案を提示するのは、極めて難しい状況である。そのような状況で、事務局としては次の6つの観点を重視して総合的に検討した結果、センター方式、センターを1カ所整備という案が、最善であると考えた。

2ページ、「(1) 安全・安心な給食を提供できる」という点だが、衛生管理面については、センター方式と自校方式の場合、学校給食衛生管理基準に基づきドライシステムで、新たに整備することになる。一方、親子方式については、既存の小学校給食室の改修等により整備することになるが、小学校の給食室は整備時期が古い施設が多い状況である。現状は、調理員がドライ運用を徹底することで衛生管理に努めているが、中学校の給食も提供することになった場合、作業動線が複雑化し、現在よりも衛生管理が難しくなることが予想される。

また、食物アレルギー対応についてだが、全員喫食の完全給食を実施するにあたっては、食物アレルギー対応を行い、できるだけ多くの生徒に給食を提供できるようにすることが重要であると考えている。

センター方式では、食物アレルギー対応の専用調理室を設置することで、安全に除去食等を提供することが可能になると考えている。自校方式では、食物アレルギー対応の専用コーナーを設置することにより対応することが可能だが、親子方式では、現在小学校でも十分な食物アレルギー対応ができていない状況であることや、現状の小学校の給食室の設備等を考慮すると、除去食等を提供することは難しいと判断した。

次に、「(2) 長期的な観点からのメリットが最も大きい」についてだが、現時点では、具体的に統廃合が決定している学校はないが、児童生徒数は減少傾向と推計されている。今後統廃合となる可能性もあり、自校方式や親子方式で給食室を整備する場合は将来的に過剰な投資となるリスクがある。また、学校によっては開発等により一時的に児童生徒が増える場合もある。その場合、自校方式や親子方式では、給食施設・設備の改修が必要となる場合があるが、センター方式では、全校合計での最大調理能力を超えない限り対応が

可能である。さらに、現在小学校の給食室の工事は原則として長期休業期間に行っているが、給食提供期間に工事を行わざるを得ない事態が生じた場合、一時的に小学校分を提供する可能性というの也被えられる。

次に、「(3) 既存の教育活動への影響が最も少ない」についてだが、センター方式では、給食施設を学校敷地とは別の場所に整備することになるため、給食施設の整備による既存の教育活動への影響は少なくなるが、自校方式については、給食施設を整備するために、23校中11校がグラウンド・技術室等の縮小・移転などが必要となり、既存の教育活動への影響が大きく、このことに対し、中学校側から懸念する意見が多く出ている。

また、親子方式については、整備期間中における小学校の給食提供に影響が出ること、小学校に大型車両の出入りが増えることのほか、日々の食数や事故の際の連絡・調整などにより小学校側の負担も大きいことから、中学校だけでなく小学校からも懸念する意見が多く出ている。そして、年間を通じて小中学校双方の教育課程との調整が必要となるなど、教育活動、学校現場への影響が大きいと判断した。

次に、3ページ「(4) 全校同時に給食を開始できる」についてだが、センター方式で、センターを1カ所に整備する場合、全中学校で一斉に開始することが可能となる。一方で、自校方式や親子方式の施設整備については、PFI等による一括整備の可能性も指摘されているが、現時点では事例が把握できていないため、ある程度の年数に分けて整備する想定となる。

次に、「(5) 財政面での負担が比較的少ない」についてだが、初期整備費や総費用については、親子方式が最も低くなると試算されたが、親子方式は、費用面以外の観点で検討した結果、課題が大きいと判断した。また、センター方式と親子方式について費用を比較した場合、初期整備費は親子方式の方が低いと試算されたが、維持管理運営費はセンター方式の方が低いと試算されていること、センターの施設整備は国庫補助の対象となること、センター方式で選択する事業手法によっては総費用が縮減されることも試算されており、市の財政負担という点では親子方式と大きな差が出ない可能性もあると考えている。なお、センターを2カ所整備する場合は総費用が大幅に高くなるため、財政面を踏まえると困難であると判断した。【参考3】として、委託業者の調査結果報告書から抜粋した実施方式別費用比較を11ページに掲載した。

次に、「(6) 統一的な管理・運用を行うことができる」についてだが、自校方式や親子方式のように、各学校に調理場がある場合と比較すると、センター方式で1カ所に整備することにより、統一的かつ集中的な管理や運用を行いやすい点は、実際に運営していく中では重要な要素になると考えている。また、給食指導の経験がない中学校関係者からは、食物アレルギー対応を心配する意見が多く出ているが、食物アレルギー対応についても、全市で統一した対応を徹底することができるほか、1カ所で集中して専任の人員を配置し、全中学校の対象生徒分を調理することでリスクを低減させることが可能となると考えている。また、センター方式は他の実施方式と比較すると必要となる人員が少ないことに加え、

1カ所に勤務するため、人員管理の一元化、柔軟な勤務体制等、運用しやすい面があると考えている。

4ページ、「3 今後の課題」についてだが、実施方式（案）のとおりセンター方式で給食を実施する場合には、次のような課題があると考えている。特に「(1) 用地の確保」については、基本計画の策定や給食開始スケジュールに大きく関わってくるため、早急に解決すべき課題であると考えている。

まず、「(1) 用地の確保」についてだが、センターは建築基準法上の用途が工場となるため、建設が可能なのは、原則として、工業専用地域、工業地域、準工業地域となる。他の用途地域に建てようとする場合は、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならないが、現在、市の未利用地には、センターを建設可能な用途地域に十分な広さを有する用地がない。そのため、市の未利用地において建築基準法第48条ただし書の許可を得るのか、センターを建設可能な用途地域の用地を新たに取得するのかを検討し、早急に用地を確保する必要がある。

次に、「(2) 調理後2時間以内の喫食」についてだが、センター1カ所で23校に調理・配送を行うことになるが、調査委託においては1台で複数校を配送する想定となっている。学校給食衛生管理基準で求められている調理後2時間以内の喫食を考慮すると、配送ルートや車両台数を検討するとともに、道路状況や学校の立地状況を十分に考慮した場所に建設する必要がある。

次に、「(3) 食育の推進（栄養教諭等の効果的な配置を含む）」についてだが、食育の推進については、給食を活用して、毎日の給食の時間をはじめ、関連教科等において充実させるという点では実施方式による差はないと考えているが、自校方式のように身近で調理が行われている点を食育に活用することができないため、自校方式とは異なるかたちで食育につなげる必要があると考えている。自校方式では難しいとされる、調理工程の見学や展示スペースの設置など、センターに食育の場としての機能を持たせ、各教科等における学習とも関連づけることで、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進できるよう検討していく必要がある。また、センター方式の場合、他の実施方式と比較すると県費による学校栄養職員の配置が少ないため、市費により学校栄養職員を配置するなど、食育推進体制の整備が必要となる。

次に、「(4) 地産地消の推進」についてだが、全市統一となる基準献立については、どの実施方式でも必要となる食材の量は変わらないため、使用できる地場産食材に特に差は出ない。一方、現在小学校では、年4回学校ごとの献立で給食を実施しているが、食数が少ないため、基準献立の食数分を確保することが難しい地場産の食材を積極的に使用している。中学校をセンター方式とした場合、この自校献立の取り組みができないため、どのようなかたちで地産地消を推進していくのか検討する必要がある。

次に、「(5) 防災機能の検討」についてだが、他都市でセンターを整備する場合に、大量調理施設となることを考慮して、災害時に防災拠点として機能できるような施設として

整備している事例がある。建設場所にもよるが、広大な敷地を有することや一定の面積を有する建築物であること、また大量調理が可能となることなどを活用して災害時における地域の防災拠点となるように整備していくことについても検討する必要がある。

次に、「(6) 市内経済への影響」についてだが、施設整備が大規模になること、食材調達量が増加すること、新たに調理・配送などに係る業務が発生すること、また、それに伴い雇用も増加するため、一定の経済効果が予想される。新たに配送業務が発生することや食材の納品場所が集中することなど、小学校・特別支援学校で実施している自校方式と異なる点もあるため、他都市の状況なども踏まえ、市内経済にとって効果が十分に波及するように取り組む必要がある。

6 ページ、「4 他の実施方式の検討の総括」についてだが、事務局の実施方式(案)はセンター方式としたが、他の実施方式についても検討した結果を総括した。

まず、「(1) 自校方式」についてだが、自校方式は、調理から喫食までの時間が短いこと、適温で提供できること、配送がないこと、献立や調理工程について制限を受けにくいことなど給食提供の面で多くのメリットがあると考えている。また、児童生徒の身近で調理していることで食育につなげやすいなどの面もあり、一般論としては最も良い実施方式であると考えている。しかし、本市の中学校の敷地や校舎の状況を考慮すると、調査結果にも示されているように、約半数の学校で整備が困難な状況である。また、仮に整備した場合も、新たに給食室を建設することにより、生徒の教育活動に制約が出ることや、施設管理や人員管理に関して学校現場の負担が増えることなどから、既存の教育活動への影響が大きいと考えている。長期的な観点では、今後継続して児童生徒数が減少していく推計のため、給食室を整備した学校が統廃合になるリスクも考えられること、また、初期整備費・維持管理運営費とも最も高額となる見込みであることなどの課題があり、これらの課題を踏まえた結果、センター方式の方が良いと判断した。

なお、センター方式では、自校方式の良い点をすべて満たせるわけではないが、他都市の事例を見ても、保温食缶により温かい状態で提供できること、献立や調理工程の工夫がなされていること、また、食育についても、センター方式の特色を生かした方法で取り組むことは可能であると判断した。

次に、「(2) 親子方式」についてだが、親子方式は、初期整備費用を含め、最も整備費用がかからない方式だが、既存の小学校給食室の老朽化や調理工程の複雑化などを考えると課題が多いと判断した。施設整備に関しては、現行の衛生管理基準を満たす設備を整備できないため、現状では整備時期の古い施設が多い中、ドライ運用の徹底により衛生管理は徹底しているものの、調理現場への負担が現状以上に加わることになる。また、他校に提供することにより、給食室部分の用途が工場となるため、親校となるすべての学校ごとに建築基準法第 48 条ただし書の許可を得なくてはならないことや増築する場合既存適及があることのほか、増築の有無に関わらず、対応するための機器を設置可能かどうか、そして、調理員の増員や機器の増設等により適正な作業スペースが確保できるかどうかなど

様々な課題がある。運営段階においても、小学校の休校日における中学校への給食提供等、年間を通じて小中学校双方の教育課程との調整が必要となるなど、学校現場への負担と影響が大きいと考えている。また、小学校に大型車両の出入りが増えることのほか、日々の食数や事故の際の連絡などにより小学校側の負担が大きいことなどから、中学校だけでなく小学校からも懸念する意見が多く出ているため、センター方式の方が良いと判断した。

次に、「(3) 組み合わせ方式」についてだが、1つの実施方式に統一するのではなく、複数の実施方式を組み合わせることについても検討した。なお、複数の実施方式を組み合わせることは、実際に運営する段階においては、食材調達や食数の連絡、食物アレルギー対応、事故発生時の対応など様々な点で、組み合わせた実施方式ごとに異なった対応が必要となるため、実施方式を統一した場合と比較するとコストや負担が増えるものと考えている。

まず、「①自校方式を主とした他の方式との組み合わせ」についてだが、自校方式を主として他の方式と組み合わせる場合として、調査結果で、「B判定、整備できる可能性が高い」の12校を自校方式で整備し、「C判定、整備が困難」、「D判定、整備が極めて困難」の11校をセンター方式または親子方式で実施することについて検討した。

センター方式と組み合わせた場合、センター方式側の課題として、センター方式の管理・施設の集約化による効果が薄れることや配送面でも対象校が市全域に及ぶため効果が少ないということがある。また、自校方式の費用面での課題は大きくは改善されないものと考えている。

親子方式と組み合わせた場合については、該当する11校の中には生徒数が多く、親子方式で実施する場合に増築の検討が必要となる規模の学校が多いため、整備について課題が多いと考えている。

次に、「②センター方式を主とした他の方式との組み合わせ」についても検討したが、センター方式は統一的な管理・運用や施設の集約化により費用を抑えることがメリットの一つであること、センター方式での実施が難しい学校がないことから、組み合わせによる効果は低いと考えた。

次に、「③親子方式を主とした他の方式との組み合わせ」についてだが、親子方式を主として他の方式と組み合わせる場合として、調査結果で、「○、増築なしの改修で提供可能」の13校を親子方式で整備し、「△、増築ありの改修で提供可能」の10校を自校方式またはセンター方式で実施することについて検討した。

自校方式と組み合わせた場合については、親子方式で「△、増築ありの改修で提供可能」の10校のうち、6校は自校方式の判定が「C、整備が困難」であるため整備が難しいと判断した。

また、センター方式と組み合わせた場合については、先ほどと同様センター方式側の課題として、センター方式の管理・施設の集約化による効果が薄れることなどがあり、親子方式の費用面におけるメリットが少なくなるものと考えている。

組み合わせ方式については、記載したもの以外にも数多くのパターンが考えられるが、自校方式については、整備に課題が多い学校が約半数あること、また、親子方式については、費用面以外で課題が多いと考えているため、センター方式で統一して実施することの方が良いと判断した。

8ページ、「5 実施方式決定までのスケジュール」についてだが、冒頭にも説明したが、6月30日に開催した教育委員会定例会において、本日と同様に、「実施方式（案）」の事務局案を報告した。教育委員からは、給食センターでは、どのくらいの食数、食物アレルギー対応が可能かという質問、食物アレルギー対応について、センター方式の場合、学校と距離が離れるという点でのデメリットにも触れた方が良いという意見、センター方式から自校方式に移行する自治体の考え方についての質問、全校同時に給食を開始できる点が良いという意見と自校方式では一斉に整備することは難しいのかという質問、一斉に開始できることや教育活動への影響等が総合的に判断されている案であるという意見、用地の確保についての質問、センター1カ所で事故が起きた場合のリスクについての質問、自校方式とセンター方式を新しく施設整備した場合に、衛生管理面での差があるかについての質問などがあった。

本日の推進本部においても事務局の「実施方式（案）」について、意見をいただきたいと考えている。また、7月7日に開催される中学校完全給食実施等検討特別委員会でも実施方式（案）を報告し、ご意見をいただく予定である。それらの意見も教育委員に伝えた上で、教育委員会としての考え方をまとめ、7月18日の総合教育会議で、市長と教育委員とで協議を行い、協議の結果、方向性が一致したら、7月21日の教育委員会定例会で実施方式を決定したいと考えている。

#### ◆ 質疑

##### 【財政部長】

費用面について、センター方式の方が親子方式よりも総費用は高いが、事務局から説明があったように、センター方式の初期整備の一部が文部科学省の補助対象となる点や民間活力を活用することなどにより財政負担を抑えることができるのであれば、耐用年数が残り少ない給食室の一部を改修する親子方式よりも新しくセンターを整備する方が、投資に対する効果は高いのではないかと考えている。

センター方式で懸念されるのは、やはり用地の確保が一番の問題だと思う。国有地や民有地の購入も検討するということだが、用地交渉は不確定な要素が多く、時間的な部分でも心配がある。時間的な面で考えると市有地という選択肢もあると思うが、調査委託でシミュレーションを行った旧平作小学校で建築基準法第48条ただし書の許可を得ることの見込みについて都市部長に所見を伺いたい。

**【都市部長】**

事務局からの説明で、市の未利用地にはセンターを建設可能な用途地域に十分な広さを有する場所がないということで、今後、候補場所を検討するのだと思うが、用地の確保については、財政部長からもあったとおり、土地の購入も含めた総合的な検討の中で、旧平作小学校跡地しかないと判断された場合は、公益上の理由を整理して、建築審査会に諮ることになる。建築基準法第48条ただし書の許可を得るにあたっては、近隣住民などへの公聴会を行う必要がある。公聴会で臭い、騒音、交通量の増加などについて意見がある場合には、その対策を示したうえで、建築審査会に諮ることになる。

したがって、公益上の理由を明らかにすることができ、公聴会において課題への対策を示し、対応をしっかりと行うことができれば、建築審査会の同意を得られる可能性はあると思う。

**【財政部長】**

他都市では、建築基準法第48条ただし書の許可を得て、給食センターを建設している事例はあるのか。

**【事務局】**

他都市でも事例があるとは聞いている。例えば川崎市、静岡市などでそういった事例があったと聞いている。

**【財政部長】**

財源確保という点では、以前に防災食育センターとして防衛8条の補助を受けている他都市の事例があったかと思うが、本市でも防衛8条で整備できる可能性はあるのか。

**【渉外担当部長】**

他都市で防災食育センターを防衛8条で整備している事例はある。他都市の整備事例では、防衛8条のうち、まちづくり支援事業を使っている。この制度は、補助率が75%とかなり高いが、現行の防衛8条では給食センターは補助対象となっていないため、防災食育センターといった防災にも供する形をとっている。1自治体につき1度しか使用できない制度でもあるため、給食センターを防災食育センターとして整備し、この補助制度を使うかについては、政治的な判断が必要になると思う。

**【市民安全部長】**

基本的に渉外担当部長と考え方は同じだが、この制度を使うことになった場合は、市民安全部としても、防災食育センターで防災の考え方をクリアしていけるよう、最大限の努力をしたい。メリット・デメリットは様々あると思うが、例えば、中学生がいない家庭や、

高齢福祉の充実を希望する方など、中学校給食を必要としない市民にも、いざというときに自前の食事が提供できるということは、1つのメリットであると思う。ただし、建物さえあれば災害時に給食ができるわけではなく、熱源、水などの確保も必要となるといった課題もある。

#### 【財政部長】

これは、確認になるが、エレベーターを整備するのと小荷物専用昇降機を整備するのでは整備費用に差があるので、財政部としては十分に検討したいと考えているが、実施方式決定後に改めて協議するという理解でよいか。

#### 【事務局】

ご指摘のとおり、エレベーターと小荷物専用昇降機の検討については、実施方式決定後に改めて協議させていただきたいと考えている。

初期整備費用だけではなく、学校への影響、それぞれの場合に想定される人員配置、バリアフリーなどを含め様々な観点での検討が必要と考えている。

ただし、学校側の施設整備計画を作成するためには、昇降機をどうするかを早く決める必要があると考えているので、実施方式決定後、速やかに検討し、協議させていただきたい。

#### 【都市部長】

昇降機等との関連で都市部からお願いしたいことがある。中学校に昇降機や荷受室を作る場合は、都市部として工事発注や執行体制、スケジュール等を見直す必要があると思う。全中学校となると整備に年月が必要になると思う。スケジュールを決める際は、都市部を含めて十分に協議を行ってほしい。

また、自校方式、親子方式の場合は、調査報告書にもあるように、既存の学校施設では工事を発注できない部分もあるので、センター方式が現実的な選択肢であると思う。

#### 【市民安全部長】

資料の1ページに、センター方式を案とする理由の1つに「(2) 長期的な観点からメリットが最も大きい」という項目があるが、これはセンター方式を選択した理由全体を網羅する表現であって、一部を指すものではないと思う。2ページに記載の該当項目の説明は、「提供食数の増減に無駄なくしっかり対応できる」、「過剰投資ではない」という趣旨であり、項目と説明が合致していない印象を受けた。この(2)では、「生徒数の増減に一番対応できるのが、この方式なのだ」という説明の方が、わかりやすいと思う。

**【事務局】**

今後の説明の中で工夫をしていきたい。

**【市民部長】**

組み合わせ方式については、自校方式を主とする方式が自然であると思う。自校方式 12 校を主として、給食室を整備できない 11 校はセンター方式で対応すると仮定したとき、資料では、センター方式の効果が薄れるとある。財政的な効果だと思うが、配送面については半分に減るわけだから、配送範囲が市全域に及んだとしても効果はあると思う。組み合わせ方式が現実的でないのであれば、理由をもっと丁寧に説明した方がよいのではないか。

私としては、センター方式 1 カ所整備が現実的であると考えている。メリット、デメリットの両面があると思うが、資料ではセンター方式のメリットは手厚く書かれている。デメリットやリスク、例えば、「食中毒や異物混入が起きた場合、影響規模は大きくなる」といったリスクに対して「このような管理体制をとる」といった、リスク対策についても明示した方が、センター方式 1 カ所整備の説得力が高まると思う。

**【事務局】**

今後の説明の中で工夫をしていきたい。

**【健康部長】**

給食室は、通常の許可施設とは異なるが、保健所としても監督していかなければならない。その点では、中学校 23 校に給食室を整備するよりも、給食センター 1 カ所を管理・監督する方が、対象施設が 1 カ所となるので、監視指導の効率が高まる。

センター 1 カ所となると約 1 万食の大量調理となるので食中毒発生時の影響についてリスクは非常に大きいと思うが、厚生労働省では、これまでの大量調理に関する衛生管理を国際標準に合わせていく動きがある。現在の「結果がどうだったか」という考え方から、「このような基準を満たしていれば安全なものができる」という考え方に変えてきているので、参考にしていただきたい。

**【事務局】**

国際基準については、直近で整備している他の自治体では、国際基準の認証を得たうえで整備している事例もあるので、仮に本市でセンター方式を行うことになった場合は、そういう点も考慮して進めていきたい。

**【市民安全部長】**

基本計画や実施計画など今後の計画を作るときに、今までの実施方式の検討経過や決定理由などを資料に盛り込むことができるか。できるのであれば、各部局長から出た意見等も載せておくとよいと思う。

**【事務局】**

今年度、基本計画の策定に係る予算を計上している。これは、実施方式が決まった後に、どの場所に、どのような内容で整備するかの大まかなことを決める計画である。基本計画策定時には、ご提案があったようにこれまでの検討経過等を記載することは可能であると思うので、検討したい。

**【市民部長】**

給食センターの運営、維持管理については生徒数の変化等があるため、民間委託が望ましいのではないかと思う。

**【事務局】**

このような大きな施設を作るようになった場合には、PFIの優先的検討もあるので、事業手法については、関係部と検討しながら進めていきたい。

(2) その他

特になし

**【沼田副市長】**

本日も活発な議論、意見交換、感謝申し上げる。

事務局には、本日出た各本部員からの意見や、7日に開催される中学校完全給食実施等検討特別委員会での意見について、新市長、各教育委員に伝えるとともに、これらの意見を十分踏まえた上で、実施方式案を固めていくようにしてほしい。

また、実施方式が決定した後は、より実務的な部分で各部局の協力体制が必要となってくるので、引き続きよろしくお願ひしたい。

### 3 閉会

**【教育長】**

貴重な意見、活発な議論をいただき、感謝申し上げる。

本日出た意見は、今後、特別委員会委員、教育委員へしっかりと伝えていきたい。また、

7月10日以降、新市長にもこれまでの経緯も含めて、丁寧に説明していきたい。

繰り返しになるが、その後の予定としては、7月18日の総合教育会議の場で、市長と教育委員とが直接協議を行い、方向性を一致させたいという思いで臨むので、一致することができれば、7月21日の教育委員会定例会において議決し、正式に実施方式を決定するという運びにしたいと考えている。

今後も引き続き、各部局長には給食実施に向けて協力をお願いすることになるが、よろしくお願ひしたい。

これで本日の中学校完全給食推進本部会議を終了させていただく。